

宮城県公報

宮 城 県
行 政 部 総 務 課
宮 城 県 仙 台 市 青 葉 区
本 町 三 丁 目 8 番 1 号
電 話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

告 示

○指定管理者の指定(五件)	(自然保護課)	一
○指定管理者の指定	(生活・文化課)	二
○指定管理者の指定	(長寿社会政策課)	二
○指定管理者の指定	(子ども家庭課)	二
○指定管理者の指定(四件)	(障害福祉課)	三
○指定管理者の指定	(観光課)	三
○指定管理者の指定	(畜産課)	四
○指定管理者の指定(七件)	(水産業基盤整備課)	四
○指定管理者の指定	(港湾課)	五
○指定管理者の指定(五件)	(都市計画課)	五
○指定管理者の指定(四件)	(下水道課)	六
○指定管理者の指定	(住宅課)	七
○指定管理者の指定	教育委員会	
○指定管理者の指定(五件)	(スポーツ健康課)	七
○指定管理者の指定	(生涯学習課)	九

告 示

○宮城県告示第十六号
地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。

平成二十一年一月九日

ページ

一 公の施設の名称

宮城県伊豆沼・内沼サンクチュアリセンター

二 指定した団体の名称及び所在地

財団法人宮城県伊豆沼・内沼環境保全財団

栗原市若柳字上畑岡敷味十七番地の二

三 指定の期間

平成二十一年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで

○宮城県告示第十七号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。

平成二十一年一月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 公の施設の名称

宮城県蔵王野鳥の森自然観察センター

二 指定した団体の名称及び所在地

特定非営利活動法人宮城県森林インストラクター協会

宮城県利府町神谷沢字菅野沢四十一番地

三 指定の期間

平成二十一年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで

○宮城県告示第十八号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。

平成二十一年一月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 公の施設の名称

宮城県クレー射撃場

二 指定した団体の名称及び所在地

社団法人宮城県猟友会

仙台市青葉区堤通雨宮町四番十七号宮城県仙台台合同庁舎内

三 指定の期間

平成二十一年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで

○宮城県告示第十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。

平成二十一年一月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 公の施設の名称

宮城県民の森

二 指定した団体の名称及び所在地

特定非営利活動法人宮城県森林インストラクター協会

宮城県利府町神谷沢字菅野沢四十一番地

三 指定の期間

平成二十一年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで

○宮城県告示第二十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。

平成二十一年一月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 公の施設の名称

宮城県昭和万葉の森

二 指定した団体の名称及び所在地

株式会社万葉まちづくりセンター

黒川郡大衡村松の平三丁目四番三十四号

三 指定の期間

平成二十一年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで

○宮城県告示第二十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。

平成二十一年一月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 公の施設の名称

宮城県民会館

二 指定した団体の名称等

1 名称

宮城県民会館管理運営共同企業体

2 構成員の名称及び所在地

財団法人宮城県文化振興財団 仙台市青葉区国分町三丁目三番七号宮城県民会館内

株式会社東北共立 仙台市太白区八本松二丁目十番十一号

陽光ビルサービス株式会社 仙台市青葉区上杉二丁目三番七号

三 指定期間

平成二十一年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで

○宮城県告示第二十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。

平成二十一年一月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 公の施設の名称

宮城県介護研修センター

二 指定した団体の名称及び所在地

社会福祉法人宮城県社会福祉協議会

仙台市青葉区上杉一丁目二番三号

三 指定期間

平成二十一年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで

○宮城県告示第二十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。

平成二十一年一月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 公の施設の名称

宮城県母子福祉センター

二 指定した団体の名称及び所在地

財団法人宮城県母子福祉連合会

三 指定期間
 仙台市宮城野区安養寺三丁目七番三号

平成二十一年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで

○宮城県告示第二十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。

平成二十一年一月九日

一 公の施設の名称
 宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県障害者福祉センター

二 指定した団体の名称及び所在地

社会福祉法人宮城県身体障害者福祉協会

仙台市宮城野区幸町四丁目六番二号

三 指定期間

平成二十一年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで

○宮城県告示第二十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。

平成二十一年一月九日

一 公の施設の名称
 宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県障害者総合体育センター

二 指定した団体の名称及び所在地

社会福祉法人宮城県身体障害者福祉協会

仙台市宮城野区幸町四丁目六番二号

三 指定期間

平成二十一年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで

○宮城県告示第二十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。

平成二十一年一月九日

一 公の施設の名称

宮城県視覚障害者情報センター

二 指定した団体の名称及び所在地

財団法人宮城県視覚障害者福祉協会

仙台市宮城野区幸町四丁目六番二号宮城県障害者福祉センター内

三 指定期間

平成二十一年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで

○宮城県告示第二十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。

平成二十一年一月九日

一 公の施設の名称
 宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県援護寮

二 指定した団体の名称及び所在地

社会福祉法人宮城県社会福祉協議会

仙台市青葉区上杉一丁目二番三号

三 指定期間

平成二十一年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで

○宮城県告示第二十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。

平成二十一年一月九日

一 公の施設の名称
 宮城県知事 村 井 嘉 浩

松島公園（駐車場）

二 指定した団体の名称及び所在地

陽光ビルサービス株式会社

仙台市青葉区上杉二丁目三番七号

三 指定期間

平成二十一年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで

○宮城県告示第二十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。

平成二十一年一月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 公の施設の名称

宮城県岩出山牧場

二 指定した団体の名称及び所在地

社団法人宮城県農業公社

仙台市青葉区堤通二雨宮町四番十七号

三 指定期間

平成二十一年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで

○宮城県告示第三十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。

平成二十一年一月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 公の施設の名称

気仙沼漁港の駐車場

二 指定した団体の名称

気仙沼市

三 指定期間

平成二十一年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで

○宮城県告示第三十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。

平成二十一年一月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 公の施設の名称

小鯖漁港の指定施設、鮎立漁港の指定施設、松岩漁港の指定施設、波路上漁港の指定施設、浦の

浜漁港の指定施設、日門漁港の指定施設、泊（歌津）漁港の指定施設、伊里前漁港の指定施設、志

津川漁港の指定施設、波伝谷漁港の指定施設、桃ノ浦漁港の指定施設、磯崎漁港の指定施設、桂島

漁港の指定施設、関上漁港の指定施設、荒浜漁港の指定施設、気仙沼漁港の指定施設（浜町棧橋横

泊地、魚町三丁目岸壁横泊地、大浦防波堤横泊地、大浦護岸横泊地、小々汐防波堤横泊地、梶ヶ浦

物揚場護岸横泊地、梶ヶ浦胸壁横泊地、及び梶ヶ浦胸壁横泊地、塩釜漁港の指定施設（越の浦

泊地）及び女川漁港の指定施設

二 指定した団体の名称及び所在地

宮城県漁業協同組合

石巻市開成一番二十七

三 指定期間

平成二十一年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで

○宮城県告示第三十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。

平成二十一年一月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 公の施設の名称

雄勝漁港の指定施設

二 指定した団体の名称及び所在地

雄勝町雄勝湾漁業協同組合

石巻市雄勝町雄勝字上雄勝百五十一番地の三

三 指定期間

平成二十一年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで

○宮城県告示第三十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。

平成二十一年一月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 公の施設の名称

気仙沼漁港の指定施設（魚町二丁目護岸横泊地、潮見町防波堤横泊地、魚市場前護岸横泊地及び南町岸壁横泊地）

二 指定した団体の名称及び所在地

気仙沼漁業協同組合

気仙沼市南町三丁目三番七号

三 指定期間

平成二十一年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで

○宮城県告示第三十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。

平成二十一年一月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 公の施設の名称

塩釜漁港の指定施設（物揚場、岸壁、護岸及び桟橋横泊地）

二 指定した団体の名称及び所在地

塩竈市観光物産協会

塩竈市旭町一番一号

三 指定期間

平成二十一年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで

○宮城県告示第三十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。

平成二十一年一月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 公の施設の名称

塩釜漁港の指定施設（釜の淵泊地）

二 指定した団体の名称及び所在地

塩釜市漁業協同組合

塩竈市新浜町三丁目三十番十七号

三 指定期間

平成二十一年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで

○宮城県告示第三十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、次のとおり

指定管理者を指定した。

平成二十一年一月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 公の施設の名称

鮎川漁港の指定施設

二 指定した団体の名称及び所在地

牡鹿漁業協同組合

石巻市鮎川浜丁十六番地

三 指定期間

平成二十一年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで

○宮城県告示第三十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。

平成二十一年一月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 公の施設の名称

仙台塩釜港仙台湾港区港湾環境整備施設（中央公園及びりバーウォーク）

二 指定した団体の名称及び所在地

社団法人宮城県建設センター

仙台市青葉区上杉一丁目一番二十号

三 指定期間

平成二十一年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで

○宮城県告示第三十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。

平成二十一年一月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 公の施設の名称

仙台港多賀城地区緩衝緑地

二 指定した団体の名称及び所在地

東北緑化環境保全株式会社

三 仙台市青葉区本町二丁目五番一号
指定期間

平成二十一年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで

○宮城県告示第三十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。

平成二十一年一月九日

一 公の施設の名称

矢本海浜緑地

宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 指定した団体の名称及び所在地

東洋緑化株式会社

仙台市青葉区柏木二丁目一番八号ポラリスビル2F

三 指定期間

平成二十一年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで

○宮城県告示第四十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。

平成二十一年一月九日

一 公の施設の名称

岩沼海浜緑地

宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 指定した団体の名称及び所在地

社団法人宮城県建設センター

仙台市青葉区上杉一丁目一番二十号

三 指定期間

平成二十一年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで

○宮城県告示第四十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。

平成二十一年一月九日

一 公の施設の名称

宮城県総合運動公園（宮城スタジアム、宮城スタジアム補助競技場、投てき場、総合体育館、総合プール、テニスコート及び合宿所並びにそれらの周辺の公園施設並びに宮城県サッカー場以外の施設）

二 指定した団体の名称及び所在地

株式会社泉パークタウンサービス

仙台市泉区寺岡二丁目二十五番地十七

三 指定期間

平成二十一年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで

○宮城県告示第四十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。

平成二十一年一月九日

一 公の施設の名称

加瀬沼公園

宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 指定した団体の名称及び所在地

社団法人宮城県建設センター

仙台市青葉区上杉一丁目一番二十号

三 指定期間

平成二十一年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで

○宮城県告示第四十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。

平成二十一年一月九日

一 公の施設の名称

仙塩流域下水道

宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 指定した団体の名称及び所在地

財団法人宮城県下水道公社

三 仙台市青葉区堤通雨宮町四番十七号
指定期間

平成二十一年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで

○宮城県告示第四十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。

平成二十一年一月九日

一 公の施設の名称

阿武隈川下流域下水道

二 指定した団体の名称及び所在地

荏原エンジニアリングサービス株式会社

東京都大田区羽田旭町十一番一号

三 指定期間

平成二十一年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで

○宮城県告示第四十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。

平成二十一年一月九日

一 公の施設の名称

鳴瀬川流域下水道及び吉田川流域下水道

二 指定した団体の名称及び所在地

石垣メンテナンス株式会社

東京都中央区京橋一丁目一番一号

三 指定期間

平成二十一年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで

○宮城県告示第四十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。

平成二十一年一月九日

一 公の施設の名称

北上川下流域下水道、迫川流域下水道及び北上川下流東部流域下水道

二 指定した団体の名称及び所在地

石巻環境サービス株式会社

石巻市鑄銭場五番二十一号

三 指定期間

平成二十一年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで

○宮城県告示第四十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。

平成二十一年一月九日

一 公の施設の名称

普通県営住宅及び共同施設（県営名取田高住宅、県営名取飯野坂住宅、県営名取名取が丘四丁目住宅、県営名取谷津山住宅、県営名取手倉田第二住宅、県営名取増田住宅、県営岩沼亀塚住宅、県営岩沼相の原住宅、県営岩沼千貫住宅及び県営巨理下茨田住宅）、改良県営住宅、地区施設及び改良住宅駐車場並びに特定公共賃貸住宅及び駐車場

二 指定した団体の名称及び所在地

太平ビルサービス株式会社

東京都新宿区西新宿六丁目二十二番一号

三 指定期間

平成二十一年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで

教育委員会

○宮城県教育委員会告示第一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。

平成二十一年一月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県教育委員会

委員長 大 村 虔 一

<p>一 公の施設の名称 宮城県宮城野原公園総合運動場（宮城球場及び駐車場以外の施設）</p> <p>二 指定した団体の名称及び所在地 財団法人宮城県スポーツ振興財団 宮城郡利府町菅谷字館四十番地一</p> <p>三 指定期間 平成二十一年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで</p> <p>○宮城県教育委員会告示第二号 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。</p> <p>平成二十一年一月九日</p> <p>宮城県教育委員会 委員長 大村 虔 一</p>	<p>一 公の施設の名称 宮城県第二総合運動場（宮城県仙南総合プール及び宮城県長沼ボート場以外の施設）</p> <p>二 指定した団体の名称及び所在地 財団法人宮城県スポーツ振興財団 宮城郡利府町菅谷字館四十番地一</p> <p>三 指定期間 平成二十一年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで</p> <p>○宮城県教育委員会告示第四号 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。</p> <p>平成二十一年一月九日</p> <p>宮城県教育委員会 委員長 大村 虔 一</p>
<p>一 公の施設の名称 宮城県仙南総合プール</p> <p>二 指定した団体の名称等 1 名称 陽光センター共同企業体</p>	<p>二 構成員の名称及び所在地 陽光ビルサービス株式会社 仙台市青葉区上杉二丁目三番七号 センタールススポーツ株式会社 東京都中央区新川一丁目二十一番二号</p> <p>三 指定期間 平成二十一年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで</p> <p>○宮城県教育委員会告示第五号 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。</p> <p>平成二十一年一月九日</p> <p>宮城県教育委員会 委員長 大村 虔 一</p> <p>一 公の施設の名称 宮城県長沼ボート場</p> <p>二 指定した団体の名称及び所在地 宮城県ボート協会 石巻市田道町一丁目六番十八号</p> <p>三 指定期間 平成二十一年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで</p> <p>○宮城県教育委員会告示第六号 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。</p> <p>平成二十一年一月九日</p> <p>宮城県教育委員会 委員長 大村 虔 一</p> <p>一 公の施設の名称 宮城県総合運動公園（宮城スタジアム、宮城スタジアム補助競技場、投てき場、総合体育館、総合プール、テニスコート及び合宿所並びにその周辺の公園施設並びに宮城県サッカー場）</p> <p>二 指定した団体の名称等 1 名称 宮城県スポーツ振興財団・同和興業・センタールススポーツグループ</p> <p>2 構成員の名称及び所在地</p>

財団法人宮城県スポーツ振興財団 宮城郡利府町菅谷字縮四十番地一
同和興業株式会社 仙台市青葉区一番町四丁目六番一号仙台第一生命タワービルディング
セントラルスポーツ株式会社 東京都中央区新川一丁目二十一番二号

三 指定期間
平成二十一年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで

○宮城県教育委員会告示第七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、次のとおり
指定管理者を指定した。

平成二十一年一月九日

宮城県教育委員会

委員長 大 村 虔 一

一 公の施設の名称

宮城県婦人会館

二 指定した団体の名称及び所在地

財団法人みやぎ婦人会館

仙台市青葉区錦町一丁目一番二十号

三 指定期間

平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで